

福岡県の海外旅費等支給の全容解明を求める
意見書について

地方自治法第 99 条及び筑後市議会会議規則第 13 条の規定による意見書を、別案のとおり提出する。

令和 8 年 7 月 27 日

提出者 弥 吉 治 一 郎

賛成者 原 口 英 喜
永 松 孝 信
川 口 樹 里
吉 岡 正 晴
貝 田 弘 子
川 口 裕 二
山 下 秀 則

福岡県の海外旅費等支給の全容解明を求める 意見書

昨今、地方自治体の公費使途に対し、住民の厳しい監視の目が注がれています。

福岡県や福岡県議会が実施する海外活動・視察研修等については、一部の事業において、参加者一人当たり 400 万円を超える多額の公金が支出されているとの報道は、県民に大きな衝撃を与えました。さらには、講演会に係る高額な謝礼金等の問題も浮上しています。これら多額の公金支出に対し、これまで自主的な解明を期待してきたところですが、県民の疑念は依然として拭い去ることができず、費用対効果や使途の不透明性を疑問視する声が市民の間で高まっており、福岡県政への信頼が揺らいでいます。

本市議会は、福岡県が、住民の貴重な税金を適正に使用し、その詳細を広く公開するとともに、二元代表制を担う県議会に対し法令遵守及び県民全体の利益を最優先とする責務を全うさせることは、当然であると考えます。福岡県においては、この深刻な現状を重く受け止め、県民の信頼回復に向けた迅速かつ断固とした行動をとることを強く求めるものです。

よって、本市議会は、福岡県に対し、下記の事項を速やかに履行するよう強く申し入れます。

記

1. 福岡県や県議会が実施する海外活動・視察研修等について、旅費の積算根拠から支出行為に至るまで、客観性と公正性を担保するため、第三者委員会等を直ちに設置し、実態解明を行うこと。
2. 検証結果を速やかに公表すること。また、費用対効果が認められないと判断される場合は、旅費基準の抜本的な見直し及び運用ルールを速やかに改善すること。
3. 過去に実施された海外活動・視察研修等について、旅費規定など諸例規の解釈を逸脱し、不適正に支出されたと判断される旅費については、県民の納得が得られるよう、速やかに返還を求めること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年7月 日

筑後市議会

福岡県知事 服部 誠太郎 殿